

「フクダ電子パワハラ退職強要事件」最高裁勝利決定にあたっての声明

1. フクダ電子長野販売（本社、長野県松本市。以下「被告会社」という）で働いていた女性従業員4名（以下「原告ら」という）が、2013年7月、代表取締役（当時。以下「被告代表者」という）のパワーハラスメントにより退職に追い込まれた。原告らは、2014年10月に長野地方裁判所松本支部に損害賠償等請求訴訟を提起して以降、約3年半という長きに渡り裁判を闘ってきた。そして、ついに本年5月15日、最高裁判所第三小法廷において、被告らの上告が棄却され、実質的に原告らの主張を全面的に認めた東京高等裁判所の判決が確定するに至った。これまで多くの支援をいただいた皆さまに対し、深く感謝する。
2. 今回確定した東京高裁判決は、いくつかの意義ある内容を勝ち取っている。一つ目は、懲戒処分について、処分の前提事実を欠くだけでなく、就業規則や賞罰規程を無視してなされた著しく不公正なものと断罪し、懲戒処分という労働者に重大な不利益を与える行為について、手続面からも恣意的運用を許さない態度を明確にした。二つ目は、裁量が認められる人事考課について、恣意的な減額査定であったことを明確に認定した。三つ目は、裁判を通じて原告らが訴えていた、「原告ら4人全員に対する退職強要」であったことを正面から認め、会社都合退職と同視できると認定した。特に懲戒処分等を直接なされていない原告についても、他の原告に対するパワーハラスメントを通じ、間接的に退職を強いるものであったと認定した意義は大きい。
3. 今回の闘いにおいて大勝利を収めることが出来たのは、原告らがパワハラを録音するなど証拠化に努めるとともに、JMITUフクダ電子支部を結成し法廷内外で奮闘したこと、また、「フクダ電子争議を勝たせる会」、金属機械反合闘争委員会など、多くの仲間の手厚い支援、弁護団の奮闘があったことによる。
4. 今回の闘いの大勝利は、泣き寝入りする人が多いパワハラ事件において、原告らが勇気をもって立ち上がり、声を上げ、最後まで裁判を闘いぬき勝ち得たもので、パワハラ被害に苦しむ労働者を大きく励ますものである。パワハラは、労働者の生活設計、仕事に対する誇り、働く仲間を奪い、個人の尊厳を否定する卑劣な行為である。私達のこの闘いが、パワハラ被害に苦しむ労働者の一助となることを切に願う。
5. 被告会社及び被告代表者は、この間、パワハラを一貫して否定するとともに、一度として団体交渉の申し出に応じることなく、最高裁判所の決定が出た後も、原告らに誠実に向き合おうとしない。私たちは改めて、被告会社、被告代表者及び親会社・フクダ電子に対し厳重に抗議するとともに、陳謝と是正を強く要求する。

以上

JMITU長野地方本部
同、フクダ電子支部
松本地区労働組合連合会
フクダ電子争議を勝たせる会
フクダ電子争議弁護団